

Title	開放型知識社会における特許の価値評価
Author(s)	井上, 雅博; 菊池, 純一
Citation	年次学術大会講演要旨集, 15: 77-81
Issue Date	2000-10-21
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/5826
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○井上雅博（日本テクノマート）、菊池純一（青山学院女子短期大）

1. 特許の活用状況

我が国の特許出願件数は、年々増加しており、平成 11年度で約40.6万件に達している。これは、世界の総出願数の約1割を占め、国別では最多である。また、研究開発費で見れば、年間約14兆円であり、米国の33兆円に次ぐ第2位を占めている。

このような研究成果は、企業のみならず、国においても、特許として権利化されており、これらの特許権は、新たな事業の創造に活かされるべきものである。

しかしながら、実施率という指標を用いてみると、大企業において、実際に事業のために実施している特許権は、全体の約1/3であり、約2/3が未利用である。この1/3の実施率という数字が、国際的に見て高いか低いか、比較するデータを持ち合わせていないので、企業が保有特許を十分に活用しているかどうかを直ちに判断することはできない。ただ、日本企業における特許出願の主たる目的は、企業内部で行われる事業分野を防衛するためにおこなっている。そして、ライセンスなどの外部活用資産としては位置づけられていないのではないだろうか（図1参照）。これに対し、欧米企業では、特許権を新たな知的資産として位置づけ、積極的な運用を行っている点で大きな差があるように思える。

また、国の研究成果がどの程度新規事業に活かされているかという点で比較すると、日本の国有特許権の実施化率は6～10%にとどまり、そのロイヤルティは年間約3億円程度、研究開発費のわずか0.06%にすぎない。これに対し、米国では、1980年代以降、国の研究成果の民間への技術移転は国家公務員の義務とされ、国の資金提供を受けた研究開発の権利帰属を大学等に認めたバイ・ドール法の制定と相俟って、今日の米国経済の牽引車となる多くの新規事業を生み出してきた。この背景では、CAFCが設立され、バイ・ドール法などの技術移転促進施策を始めとする米国型のプロパテント政策が展開されてきたのである。日本における、いわゆる「プロパテント政策」は、米国をモデルにして、約10年遅れて推進されつつある。特許は知的財産の基軸ではあるが、閉鎖型の経済取引慣行の下で評価されるにとどまっている。グローバルな展開をみせている「世界各国のイノベーション・システム」は、閉鎖的知識社会を改造し、より一層、開放的な知識社会を構築する方向へと躍動していると、われわれは分析している。

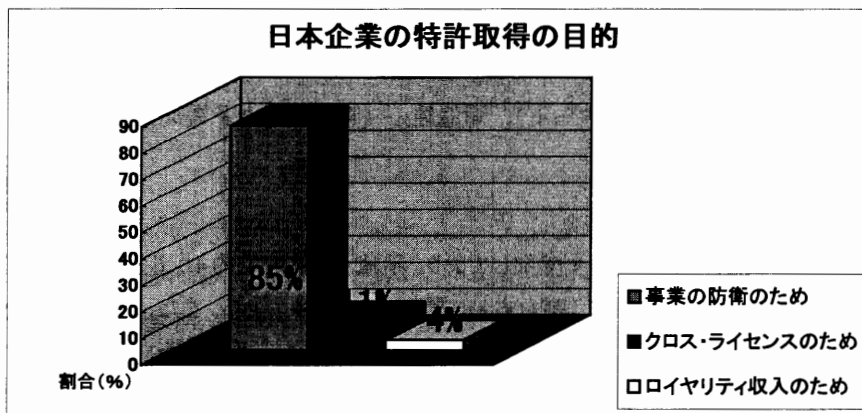


図 1

2. 技術移転に対する企業意識

日本企業においては、自社技術を研究開発の中心とし、他社で開発された技術を受け入れないという考え方 (Not Invented Here syndrome) が、主流とされていたように考えられる。しかしながら、技術開発の高度化、複雑化が振興するにつれ、研究開発費も増大し、すべての事業分野においてトップの研究開発レベルを自力で維持することはきわめて厳しい状況になってきた。このことは、大企業に対するアンケートで、約9割の企業が何らかの技術導入が必要と考えている(図2)ことからもうかがえる。

してみると、今後、企業間で、自社の技術的弱点を補うという観点から、あらゆる分野で技術移転が一層活発に行われていくことになることは、当然の流れであり、その技術移転の核となるのは権利の保証がある特許権が中心的な役割を果たすものと考えられる。

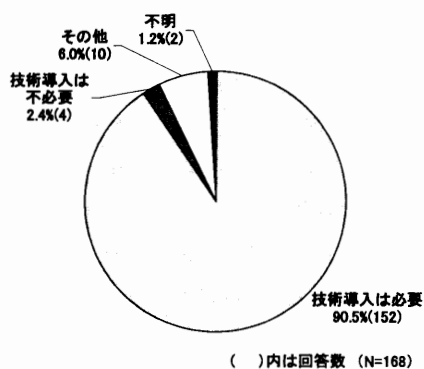


図2 大企業の技術導入に対する意識

3. 開放型知識社会における特許権の価値評価

今後の事業経営において、技術移転が不可欠のツールとされていく以上、特許権は経

営資源としての重要性を増していくことになる。貿易取引における技術貿易の比率は年々増大しており、知識を商品として物のように取り引きする、「開放型知識社会」が、世界的規模で形成されつつあることはすでに述べたとおりである。その知識を財産として保護するものが、技術面では「特許権」であり、これが商品として取り引きされる以上、その価値の評価手法を共通化して確立することが、「開放型知識社会」の共通インフラとして必要である。

こうした中、産業界や金融界で共通して使える特許の評価手法の標準化が試みられており、平成11年4月に、特許庁から「特許評価指標（試案）」が発表された。この評価指標の特徴は、特許権の価値を金額（価格）で評価するのではなく、権利固有面、移転流通性、事業性の3つのカテゴリーから、総合的に評価し、相対的なランク付けを行った点である。特許権は一種の事業権であり、その保有者及び事業目的によって、金額としての価値「価格」は変わる。その意味で、特許権の価値を金額として評価するには、詳細な情報が相当無くては不可能であり、その評価コストも大きくなる。

4. 「特許評価指標（試案）」のフィージビリティスタディ

特許評価指標（試案）は、上記の問題点について十分解答を示すものではなかったこともあり、（財）日本テクノマートでは、特許庁からの委託を受け、「特許評価指標（試案）」のフィージビリティスタディを行った。

具体的には、（財）日本テクノマートで技術移転に成功した特許権25件と、企業が技術移転を断念した特許権25件を対象案件とし、これらの対象案件を2つの評価者グループに評価させ、その結果を見るというものである。

その評価結果を分析した結果、「特許評価指標（試案）」では、以下の3つの問題点が生じていた。

① 評価者による評価格差

二人の評価者による評価結果の格差が小さいほど、評価指標としては適切であるが、両者の相関係数を見たところ、全体で0.39、権利固有評価項目で0.31、移転流通性評価項目で0.59、事業性評価項目で0.13であった。この結果を見る限りにおいては、かなりの評価格差を生じており、評価指標として適切とはいえない。特に事業性の評価項目は大きなずれを生じていた。

② 評価結果と成約結果との不一致：Q検定に基づく分析

技術移転の成功、不成功の結果と、評価結果との一致の程度を、Q検定を用いて評価した。その結果、一方の評価者グループの評価結果は、成功、不成功の結果とある程度一致（Q値9.57）するという結果が得られた。個別の評価項目で見ると、事業性評価項目でかなり一致が高い（Q値10.55）く、権利固有評価項目がこれに次ぎ（Q値6.73）、移転流通性評価項目はかなり低い（Q値2.27）。もう一方の評価者グループによる評価

結果は、成功と不成功の結果とあまり一致せず(Q値4.74)、個別の評価項目の傾向も他の評価者グループと同じである。(図3参照)

これらの結果、特許評価指標(試案)による評価結果と、成約、不成約との結果は一致する場合もあり得るものの、それが、十分という程度までは達していない。

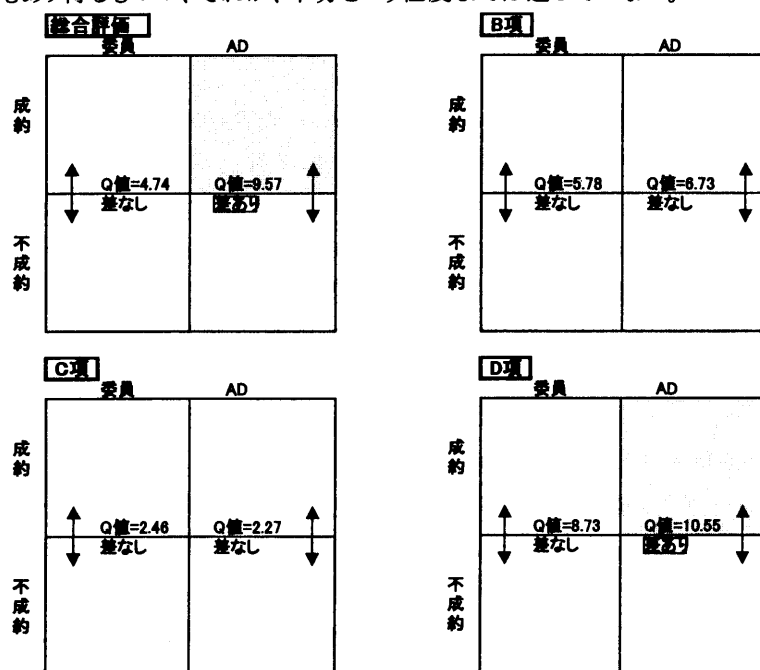


図3 評価結果と成約・不成約との一致の度合い

③評価の煩雑さ

特許権の評価は、できるだけコストをかけずに、簡便に行うことが重要である。特許評価指標(試案)は、評価項目が31もあり、評価するための情報の入手が困難な項目も多かった。また、評価項目の中には、評価結果にあまり影響しないものも少なからず存在した。

5. 「特許評価指標(技術移転版)」の作成

上記の評価結果を踏まえ、評価格差の是正、成約・不成約との評価結果との一致の度合いの向上、評価労力の軽減を図るために、特許評価指標(試案)の評価項目を整理統合するとともに、評価段階等もできるだけ主観評価から客観評価になるように修正して、「特許評価指標(技術移転版)」を作成した。

特許評価指標(技術移転版)は、価値のわからない特許を、少ないコストで簡便に評価するという目的をもって作られており、あらゆる分野における特許評価の標準として使用できるものと考えている。このような指標は実際に使用されることが重要であり、(財)日本テクノマートでは、現在、特許流通データベースに登録された特許について、この「特許評価

指標(技術移転版)」で評価をしている。今後は、これらの評価結果を踏まえて、評価指標のさらなる改善を図る予定である。